八潮市危険ブロック塀等撤去改修補助金 Q&A

【手続きに関すること】

- ・申請書等の郵送による受付は可能ですか。
 - →郵送対応は行っておりません。

補助の対象となる危険ブロック塀等について、聞き取り調査を行いますので 窓口に来庁ください。

- ・工事業者の紹介をしてほしい。
 - →公益社団法人日本エクステリア建設業協会に登録のある市内業者等についてお知らせしますが、市では紹介はしておりません。
- ・代理人による申請は可能ですか。
 - →工事業者など代理人による申請の場合には、委任状を添付してください。
- 申請はいつまでできますか。
 - →予算額に達するまで、先着順にて受付をします。

なお、当該年度の3月10日までに工事を完了し、実績報告書を提出する ことが必要となります。

【補助金の交付に関すること】

- ・すでに塀を撤去又は改修した場合、または工事を開始している場合も対象と なりますか。
 - →補助金の交付決定前に塀を撤去又は改修した場合は、補助の対象になりません。
- ・公道に面した危険ブロック塀とは
 - →県道、市道、土地区画整理事業で整備された街路などに面した塀のことです。公道に面していても道路境界線からの水平距離が1mを超える塀や隣地境界線上にある塀は、補助の対象になりません。

- ・私道(位置指定道路等)に面した塀は補助の対象となりますか。 →私道は、公道ではないため補助の対象になりません。
- ・ 塀の基礎や土留めを残して壁体を改修する場合、改修の補助対象となりますか。
 - →原則、改修工事の補助の対象になりません。

危険なブロック塀等の全てを撤去(基礎含)した範囲内に、新たに安全な塀等を築造するものを対象としていますが、基礎等の安全性が確認できる場合は事前にご相談ください。

・撤去した範囲内にフェンスを設置する場合、改修の補助対象となりますか。 →独立基礎によるフェンス等は、改修工事の補助の対象になりません。